

(第一類 第二号)

第一回國會
衆議院

治安及び地方制度委員會議錄第四十五号

(八六九)

昭和二十二年十二月五日(金曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 亮君 尾崎三郎君

理事 高岡 忠弘君 中島 茂喜君

理事 川橋 喬治君 松野 頼三君

理事 大石 シニ君 久保田鶴松君

理事 松澤 兼人君 松谷天光君

理事 佐藤 通吉君 千賀 康治君

理事 坂口 主税君 小暮三郎君

理事 大内 一郎君 中島 守利君

理事 石田 一松君

出席政府委員

内務事務官 久山 秀雄君

委員外の出席者

内務事務官 長野 實君

専門調査員 有松 昇君

十二月四日

警察制度に關する陳情書外四件(東京

都中央區議會議長中條勇次外六名)

(第六二三號)

普通河川並びに海岸等よりの收入に

關する陳情書(九州各縣議會正副議

長會幹事福岡縣議會議長稻貝稔(第

六四二號)

警察費連帶支拂金の増額に關する陳

情書(九州各縣議會正副議長會幹事

福岡縣議會議長稻貝稔(第六四四

號)

地方競馬に對する地方税の課税に

關する陳情書(九州各縣議會正副

議長會幹事福岡縣議會議長稻貝稔

(第六四六號)

町村財政確立に關する陳情書(東北

六縣町村會協議會長高橋清(第六八

(一號)

住民税の制限撤廢に關する陳情書

(北海道旭川市上川支廳管内町村會

長古東久平(第六九二號)

地方民主化に關する陳情書(石川縣

議會議長岡島友作外六名(第六〇二

號)

警察制度に關する陳情書(東京都品

川區議會議長平田榮司外一名(第六

〇九號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

消防組織法案(内閣提出)(第一一六

號)

警察法案(内閣提出)(第九〇號)

〇門司委員長代理 それではこれより

會議を開きます。

本日は委員長が所用のため、委員長

の委任によりまして、私が代つてその

職務を行います。

本日の日程は消防組織法案でありま

す。これより質疑を行います。小暮

三郎君。

〇小暮委員 第一條の消防の任務とし

て、火災、水災、震災から生命、身體、

または財産を保護するものとありますが、

風災と雪災もなか／＼大きい被害があ

ると思うのであります。これらの取扱

いについてはどうなつておりますか、

その點をお聞きしたいと思いま

す。御承知の通り、日本では風の害が

非常に大きい、それから雪害も實に大

きい。こういう場合に消防は出動する

と思うのであります。それがここに

明記してないのですけれども、これら

の取扱いはどうするか、それについて

の所見を伺いたいと思ひます。

それから第三條の「長官は、國家公

務員法の規定に基づき、國家公安委員

會がこれを任命し、一定の事由により罷

免する。」とある、この一定の事由と

いうのは何を指すか。これは別途に明

記しておく必要があるのではないかと

それから「長官は、國家公安委員會の

指揮監督を受け、國家消防廳の職務を

掌理する。」とありますが、公安委員

などが一定の事由を列挙しておかない

と、勝手なことをするおそれがありは

しないか。

それから第四條の「一、消防に關す

る市街地の等級化に關する事項、」こ

の市街地の等級化に關する事項とは何

か。それから等級化をきめるのか。き

めるとすればどういう手續によるか。

それから五の消防訓練のことでありま

すが、二十六條で都道府縣は所屬の機

關を設備し得るよう規定してある

が、警察法に於ける警察大學校のよう

に、消防大學校という機關をおく必要

があると思うのですが、その規定があ

りませんが、その説明によりますと國家

消防廳には訓練機關がある。私は必要と

思うのですけれども、政府はこれにつ

いてどう考へておるか。從來日本の消

防は警察の附屬のよう考へられてお

りますが、新たに組織法ができて、その

組織法にもやはり消防大學校というよ

うなものを設置しておくことが、消防

と警察と並んでいき、將來消防に入る

人の士氣の上にも非常にいい。さらに

科學的に消防についての研究をさせる

という機關として、國家消防廳で消防

大學を設置する必要があるのではない

か。それについて政府はどう考へてお

るか。

さらに第八條、市町村の消防に要す

る費用は當該市町村において負擔しな

ければならない。一つの市町村が費用

を負擔し得ない場合に二、三の市町村

が組合を組織して負擔することはでき

ないかどうか。附則三十四條を見ます

と、現存の町村組合に關するものであ

ることは規定してありますが、新たに

組合を組織してそれをやるのでござ

るかどうか、この規定がないようです

が、政府はこれについてどういふ考

えか。

第十一條に消防吏員の階級は各市町

村がまち／＼でよい、各市町村にま

せるといふ御説明でしたが、それでは

いけないのじゃないか。國家消防廳に

よつて統一することがよいのではない

か、こう考へられますが、これにつ

て訂正する要はないか。それから市町

村の消防吏員の定員は地方財政が許

せばいくらでもおき得るといふ説明であ

りましたが、また法案の中にもこれが

記載してありますが、警察法で定員を

示しておるようによつて、定員について

規定を設ける必要がありはしないか。

それから三十一條、これは警察法と

同じであります。やはり警察法でわ

れわれの意見を述べておりますよう

に、自治體から國家消防廳または都道

府縣消防吏員に、場合によつて、ここに

書いてありますように、恩給が通算さ

れる。逆に市町村から國家消防廳また

は都道府縣の消防吏員になるときも、

やはり恩給を通算するようになること

が消防士氣の高揚上最もよろしいと考

えるが、政府の考へはどうか。

それから三十三條に「國有財産又は國

の所有に屬する物品で國家地方警察に

必要なのは、市町村消防に必要な

場合は、無償でこれを當該市町村に譲

與するものとす。それに但し書があ

りますが、府縣有の財産も無償で引繼

ぎ得るようにする方がよいと考へるの

ですけれども、これについての政府の

考へえはいかがですか。以上の諸點を

伺います。

〇長野説明員 お答え申し上げます。

第一に、第一條の條文において風災、

雪災をどうするかというお話でありま

したが、これは「一應等」という文字で

風災、雪災も含んでおる、こういうふ

うに私も解釋をいたしておるわけで

あります。

次に第三條の第二項の「一定の事由

により罷免する。」というその一定の

事由を明記する必要があるというお話

がありました。これは國家公務員法

の規定に基づいて任命し、また公務員法

の規定によつてその一定の事由により

罷免をいたすわけでありまして、公務

員法に基く人事院規則その他が定めら

れば、その事由によつて罷免をする

る。何でもかんでも勝手に罷免をする

という意味合いではないのでありま

述べたのであります。その修正を
出したのであります。それで警察法の
審議のときには、大體委員会で主張し
て、通りまして「國有財産又は國の所
有に屬する物品」を「國有財産及び都道
府縣有財産又は國及び都道府縣の所
有に屬する物品」ということに改めま
して、大體そういう修正意見が通るわ
けなんです。今消防課長のお話は、こ
の點において明確を缺いております
が、もう一回説明をしてもらいたい。

○長野説明員 警察法の方でいろいろ
ふらふ修正が通つたものなら、この條
文もそういうふうな修正していただい
ても結構だと思ふのであります。この
點は原案といしましては、政務次官
から提案理由を説明をいたしました通
り、消防に關係のある特別の規定を御
説明申し上げましたが、あとはほとん
どまつた警察法と同じ仕組みにいた
しておりますので、警察法の條文が修
正されれば、當然この消防法のこれら
の規定も修正されていくべきだとい
ふに解釋をいたしておるわけであり
ます。

○川橋委員 この點については、適當
な機會に修正をするように要求いたし
ますから、さよう御了承願います。
○門司委員長代理 はかに御意見はこ
ざいせんか。

○川橋委員 本日は出席の方も少いよ
うでありますから、明日さらに委員會
を繼續して、その委員會で最後の決定
をみたいと思ふますが、いかがでし
ようか、お諮りを願います。

○大石(ヨ)委員 私政府委員にちよつ
と尋ねますが、アメリカのユタ州など
は、消防吏員に婦人を使つています。
日本の國は元來非常に火事が多いので

す。たとえて言うに、建築物でも紙を
の他木材でもつて建築してある。そう
いうような状態ですから、非常に火事
が起きやすい。消防すなわち火を消す
よりか、そうした失火を起さないよう
に努めるのが、私は最も肝腎なこと
と思ひます。その意味におきまして、警
察にも婦人警官を使ひましたと同じ
く、消防署にもすなわち消防吏員とし
て、各婦人團體と連絡をとつて、そ
うして講演會などあつた場合には、その
婦人吏員が行つて、いかにしたならば
火を防ぐことができるかというふうな
講演をしてもらえるというところは、非常
に意義があると思ふのです。しからば
警察法と同じように、これができたな
らば、そこに消防の婦人吏員を加えて
いただきたいと思います。政府におい
て婦人の消防吏員をお使いになるかな
らないか。いかなる御所見であるかと
いうことを、私はお聴きたいと思ひ
ます。

○長野説明員 ただいまの御質問は、
まことにごもつともであります。もち
ろん消防において、豫防の方面につい
ては今後婦人を採用していくというこ
とが、まことに望ましいことであると
いうやうに存するのであります。今後
消防につきましては、豫防という面を
相當強化してまいらなければならぬよ
うな情勢でありますので、いずれ實體
法等でもできますことでありまして、
また今後消防の職員は、すべて市
町村に屬することになりますので、そ
の場合におきまして、われ／＼の方
からもできるだけ市町村の方に、そ
ういふ婦人の消防職員を採用してい
くように希望をいたしたい。このや
うに存するわけであります。

○大石(ヨ)委員 もしそういうふう
に消防吏員に婦人を御採用になる場合
は、男子と同じような待遇で御採用な
されたいということを、私は重ねてお
願ひする次第ですが、政府の御所見は
いかがですか。

○長野政府委員 ただいまの御質問に
つきましては、今後の消防につきまし
ては、私どもの考えますのは、消防の
實體的な活動をした、いわゆる火事
場に行つて火を消すという方面と、も
う一つ、あらかじめ火を出さないよう
にしていく技術的な面と、將來はだん
だん二つに分科されていくであらう。
この場合に待遇その他につきまし
ては、もちろん個々の市町村できめて
いくわけであります。市町村の方で
は、豫防の方面に婦人が大いに働か
れるということになれば、同等の待遇
をやつていく。このやうに存するわ
けであります。

○門司委員長代理 それではほかに御
質問の方はございませんでしょうか。
なければ、ただいまの川橋氏の動議の
やうに、本日はこの消防組織法に關する
質疑を一應これで終了いたしましたして
明日討論採決することにしたしまして
よろしくごさいませうか。

午後一時十五分休憩
午後四時十一分開議
○坂東委員長 休憩前に引續いて會議
を開きます。

○松野委員 委員會運営に關して發言
いたします。先日配付されたる警察法
案委員會修正案なるものは、委員長の
個人の意見及び一部希望議員、または
一部政府委員の個人的私案を、委員長
獨自にて取捨選擇し、あたかも委員會
案のごとく装ひ、關係方面と交渉し、
それを委員會に強制せんとするもの
で、この點に關しては、先日各委員よ
りこの修正案の性格につき多々質問あ
り、私も再三強く質問せしところ、こ
れは當日の委員會に諮り當日の議事録
に記載されていることで、かくのごと
き質問は不當なりとの意味の答辭があ
りました。ただちに當日の議事録を調
べましたが、いかんせん修正案に關し
ては一言半句もこれに言及せし記事な
し、思うに委員長は獨自の思考と判斷
にて委員會案なるものをでつち上げ、
あたかも委員會決定案のごとく振舞つ
たとしか判斷できぬ。關係方面との交
渉は特に現下重大なる事柄であり、慎
重に取扱ひ、委員會にて十分意見を取
纏め、審議を経て行つべきである。他
の委員會にては事前に十分打合せ、
また交渉後は順次を逐「記録し、委員
に周知せしめるよう努力しておるに反
し、坂東委員長はいつ行くか、何を交
渉するか、その結果を委員會に報告す
ることなく、曖昧模糊として、委員の
了解に苦しむ點多々あり。また地方自
治委員會を地方財政委員會改組に關す
る法案は、當然當委員會に關係大なる
にもかかわらず、いつの間にか決算委

○門司委員長代理 それではさよう決
定いたします。
さらに本日の議題になつております
警察法の問題がありますが、これは午
後繼續してよろしくごさいませうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○門司委員長代理 それでは、これ
一旦休憩いたしましたして、午後三時
から再開することにいたします。

委員會を経て本會議に提案可決される結
果を招き、これについても何の報告説
明もない。また特別市に關しては、少
數者の意見を壓迫して、假決議を採決
せしに、その後の情勢はこの假決議に
反した方向となつた。この假決議なる
ものをいかに處分するや、撤回する
や、強行するや、曖昧に捨ておくわけ
には絶對いかぬ。それはすなわち委員
會長が專横的獨斷の結果、大勢を洞察
する能なしと言わねばならぬ。各人萬
能の者はなきも、委員長はその能缺
れば、委員の救助を受けてこそその重
任を全うすべきであるにかかわらず、
相も變らず獨善を續ける點は、民主義
會をいかに考へておられるかを疑ふも
のである。たゞ／＼まことに謙讓的な
意見を述べれば、私は二十數年議員を
やつておると、高壓的な、軍閥當時の
階級的な言葉をもつて發言を點殺する
態度等、以上は委員會の公正なる運
營、議事の整理を忘却する大なる手落
ちと言わなければならぬ。この點委
員長に警告を發し、なお答辭を求めた
と思ひます。

○坂東委員長 その一番初めの點は、
委員諸君の意見を取まとして後種々な
の經過、手續を済まされれば修正案
を出すことはできないわけですか。こ
の間大體質疑が終了した時分に、いろ
いろ意見が出ました。そこでその次の朝
まで、その意見を書いて出してもら
いたいというのを申しておつたので
す。それまで出たのが、たしか門司君
と川橋さんが出て、それだけで手續を
とりに行きました。そのときには十時
半が十一時ぐらに行つたのですが、
それまでには右の通りで、酒井さん
の意見もありました。また松澤さんの意

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議 第四十五号 昭和二十二年十二月五日

見もありました。出たものについて、まずもつて關係方面とも相談に行つた。こういうような形になつておりました。それで、集まつたものにつきましてだけ、まずもつて手續を進めたというわけなのです。あの案は別に案じやありませんで、とにかく委員の意見をきめるには、まず了解をとつてやりま

さすから、あれは衆議院の委員会の案じやありませんで、案の草案にすぎないのであります。従つてこの間申し上げましたように、その點はさうに見て御了解を願ひたいのであります。また私が發言したところについて、私は當日申しましたが、當然速記をとつておると思つたわけですが、質疑したのは非常に事務的でありまして、私は各條を見

て法案をどうやつておたわけなんです。當然速記しておると思つたのですが、速記がなかつたのです。その點は速記しておつたと思つた點は私の誤りであつて、その點は松野さんの了解を求めます。

それから地方財政委員会法案ですが、議會の運営委員会において決算委員会に回したので、こつちの責任ではなかつたのです。それから一番後の假決議は、これはむずかしい問題であります。假決議でありまして、委員

會の案じやないわけでありまして、法律の解釋は委員會ではないという形であります。それから今度の改正案につきまして、特別市の件につきましては、そのときの假決議と反對のことになつておりますけれども、それはやはり御承知の通り、いゝな關係上、あれを地方自治改正の一部に加へなければならぬといふことになりましたことは、松野さん御承知の通りであります。こ

うようなわけでありまして、私は力一ぱい努力しておると思ひますけれども、第一速記のことにつきましては、あるものは速記を續ける、あるものは速記を止めるということ、非常に混雜しております。従つて自分の不敏、不才に加えて、このような事情から、いゝ手落ちがあつたことは、謹んで松野さん初め皆さんの御了解を願ひたいと思ひます。大體こゝろ點を御了解を得たいと思ひます。

○大石(三)委員 委員長に一言申し上げたいと思ひますが、委員長というものは、常に公正無私でなくちやならぬと思ひます。ちやうど本會議の議場におきまして、すべて議長、副議長は黨籍を離れるのです。それと同じやうに、委員長は何事でも、常に私は公正無私でやつていただきたいと思ひます。願ひれば、八月三十日の特別市のとき、あなたのとられた態度は、一體委員長としての態度をおとりになつた

か否や、それを私は質問します。委員長であるならば、もし自分がほんとうに特別市に御賛成であるならば、まず假議長をそこへすえて、さうしてまずから、われ／＼と同じやうに常任委員の席に坐つて、さうして特別市の問題を論ずるの、私は至當であると思ひます。それにちやがわらず、あのときに自分は特別市のみに賛成して、非常に特別市に好意をもつて假決議をしておりま

す。これは何事ですか。假決議というやうな、そんなばかな決議はないと思ひます。假決議をする前に、なぜかウアメント・セクションへ行つて、よく聴いてみて、その後決議をするとか、假決議をするべきです。すなわち私は、この常任委員會の權威に關すると思ひ

ます。だから私はすべて委員長は、今後公平無私にやつていただきたいと思ひます。この治安及び地方制度は、二つの常任委員會で最も重要な役目を果すものでございます。だから、あなたは永年お勤めになつていらつしやつて大臣になるべきお方が委員長になつていらつしやると、私は思ひます。しかるがゆゑに、今後委員長は、どこまでも公平無私にやつていただきたい。これを私は申し上げたい。

それから地方財政委員会法案ですが、議會の運営委員会において決算委員会に回したので、こつちの責任ではなかつたのです。それから一番後の假決議は、これはむずかしい問題であります。假決議でありまして、委員

會の案じやないわけでありまして、法律の解釋は委員會ではないという形であります。それから今度の改正案につきまして、特別市の件につきましては、そのときの假決議と反對のことになつておりますけれども、それはやはり御承知の通り、いゝな關係上、あれを地方自治改正の一部に加へなければならぬといふことになりましたことは、松野さん御承知の通りであります。こ

うようなわけでありまして、私は力一ぱい努力しておると思ひますけれども、第一速記のことにつきましては、あるものは速記を續ける、あるものは速記を止めるということ、非常に混雜しております。従つて自分の不敏、不才に加えて、このような事情から、いゝ手落ちがあつたことは、謹んで松野さん初め皆さんの御了解を願ひたいと思ひます。大體こゝろ點を御了解を得たいと思ひます。

○大石(三)委員 委員長に一言申し上げたいと思ひますが、委員長というものは、常に公正無私でなくちやならぬと思ひます。ちやうど本會議の議場におきまして、すべて議長、副議長は黨籍を離れるのです。それと同じやうに、委員長は何事でも、常に私は公正無私でやつていただきたいと思ひます。願ひれば、八月三十日の特別市のとき、あなたのとられた態度は、一體委員長としての態度をおとりになつた

か否や、それを私は質問します。委員長であるならば、もし自分がほんとうに特別市に御賛成であるならば、まず假議長をそこへすえて、さうしてまずから、われ／＼と同じやうに常任委員の席に坐つて、さうして特別市の問題を論ずるの、私は至當であると思ひます。それにちやがわらず、あのときに自分は特別市のみに賛成して、非常に特別市に好意をもつて假決議をしておりま

す。これは何事ですか。假決議というやうな、そんなばかな決議はないと思ひます。假決議をする前に、なぜかウアメント・セクションへ行つて、よく聴いてみて、その後決議をするとか、假決議をするべきです。すなわち私は、この常任委員會の權威に關すると思ひ

ます。だから私はすべて委員長は、今後公平無私にやつていただきたいと思ひます。この治安及び地方制度は、二つの常任委員會で最も重要な役目を果すものでございます。だから、あなたは永年お勤めになつていらつしやつて大臣になるべきお方が委員長になつていらつしやると、私は思ひます。しかるがゆゑに、今後委員長は、どこまでも公平無私にやつていただきたい。これを私は申し上げたい。

○大石(三)委員 委員長に一言申し上げたいと思ひますが、委員長というものは、常に公正無私でなくちやならぬと思ひます。ちやうど本會議の議場におきまして、すべて議長、副議長は黨籍を離れるのです。それと同じやうに、委員長は何事でも、常に私は公正無私でやつていただきたいと思ひます。願ひれば、八月三十日の特別市のとき、あなたのとられた態度は、一體委員長としての態度をおとりになつた

か否や、それを私は質問します。委員長であるならば、もし自分がほんとうに特別市に御賛成であるならば、まず假議長をそこへすえて、さうしてまずから、われ／＼と同じやうに常任委員の席に坐つて、さうして特別市の問題を論ずるの、私は至當であると思ひます。それにちやがわらず、あのときに自分は特別市のみに賛成して、非常に特別市に好意をもつて假決議をしておりま

す。これは何事ですか。假決議というやうな、そんなばかな決議はないと思ひます。假決議をする前に、なぜかウアメント・セクションへ行つて、よく聴いてみて、その後決議をするとか、假決議をするべきです。すなわち私は、この常任委員會の權威に關すると思ひ

せなければいけないと思う。殊に最近

ようにしたいと思ひます。

思う。委員の多数が欲することが、日

これより警察法案に對する討論に入

において、御承知のごとく、いろ／＼

なお、事柄にやつたという氣持はな

本の中で動かすべからざる最高の善で

いうことで、押し通すことをもつて最

ります、中島君。

の點において運賃上むずかしい點があ

いのですが、實はこうなんです、時間

あるはずであります。われ／＼は現

善であるというような考えが起るなら

○中島(茂)委員 たいま議題になつ

るのだから、なおかつその點をよくや

をきつて何時に出て来いということも

在、多数でまづたつたもので、直ちに

ば、それは嚴に戒められたらと思ひ

ております警察法案に對して、各派共

つていただかなければならないと思ひ

がある。たとへば理事さんがおれば、

これを政治の實體として現わすことが

ます。これが最善であると考えられま

だい修正案を朗讀いたします。

ます。委員長は、私は何でもかんでも

理事さんに相談をします。勝手にやる

できません。少しもこういふ意思

あり得るはずであります。だから私

は、この際この警告を深刻に取上げら

しつこく同じことを言うのではないけ

ことばありません。相當なとらぬ

を表示することは、決して遠慮は要ら

れまして、將來なお一層の發展向上を

法令に關する違反を含むものであり、

れども、あなたの長い間の経験は尊重

と、一々お諮りが實際でできない場合が

につきまして、委員會の多数の意見が

期せられることを希望してやまないの

い。

なつて、いろ／＼の點において古い思

相當あるわけなんです。それで大體に

にこにあるのだということが、はつき

○大石(三)委員 千賀委員から、たび

第四條中「及び定員三萬人」を「及び

想があるいは受容れられない場合が多

する、こゝろ方針をとつていけるわけ

れが相當重大であるという場合には、

つしやいましてが、私は絶対に反對で

第十五條第一項中「部長五人以内及

多ある。殊に事務的にいっても、おそ

です。決して専横とか、わがまま勝手

進んで假決議の取扱ひは、どん／＼や

あります。この委員會の權威にかかわ

びを、部長五人以内、警察官」に改め

らくかつてなかつたような運賃方法が

という意味では少しもない。そういう

られることを希望するのであります。

ります。假決議というやうなものな

る。第十七條第一項中「本部長」を「本

行われているときに、その點において

考えをもつておられない。御警告の點は

その點に對して私は委員長責める意

なばかなことを治安の常任委員會でた

部長、警察官」に改める。

特にあなただけの古い頭を切り替えても

は十分に注意して、まことに不才なが

思はもつておられません。委員長が古

びたびしつては困ると思ひま

る。但し、同法第三條及び第四條

われないと、古い經驗は尊重いたしま

うことば、明瞭にする方がいいと思ひ

いかに若くても偏つた考えで、時々

で假決議がたび／＼あつては、われわ

を加え、第二項以下を順次繰下げる。

けれども、その點においてあなたは永

うことは、明瞭にする方がいいと思ひ

問題を解剖する力のない人であるなら

は、假決議のやうな名目のわからない

地方自治法第八十六條第八十七條及

年熟練しているが、新時代に即してお

す。これはG・H・Qに對しまして

あるならば結構だと思つております。

をとりかたらないか、はつきりした態

第八十八條第二項の規定は委員解職の

られない點が多ある。殊に今度のよ

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

うな國會において、あなたが過去にお

す。これはG・H・Qに對しまして

あるならば結構だと思つております。

をとりかたらないか、はつきりした態

八十六條第一項中「その總數の三分の

いて御想像もなさなかつたやうな、

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

運賃——ただいま事務上の煩雜がある

す。これはG・H・Qに對しまして

あるならば結構だと思つております。

をとりかたらないか、はつきりした態

八十六條第一項中「その總數の三分の

のだから、その點において、一度委員

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

長は赤ん坊にかえつてやり直す氣でや

す。これはG・H・Qに對しまして

あるならば結構だと思つております。

をとりかたらないか、はつきりした態

八十六條第一項中「その總數の三分の

つていただかぬと、おれは古いんだか

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

らというので高壓的にやられたので

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

は、われ／＼の意見も通らないし、委

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

員會の運賃上においても支障があると思

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

思ひますので、特に警告いたします。

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

假決議が行われるならば、今度のよう

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

な重要な法案においてこそ、假決議が

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

使われてもよいのではないかと考える

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

のですが……

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

○坂東委員長 いや、年寄つてい

も、委員の意見がここにあらぬのだとい

ても、新感覺を十分に働かせ得る人で

度をとつていただきたい。常任委員會

請求にこれを適用する。但し、同法第

第四十四條中「第二十一條乃至第二十六條」を「第二十一條乃至第二十三條第二十四條第一項第三項乃至第五項第二十五條乃至第二十六條」に改める。

但し、地方自治法の規定による解職請求に基いて解職される場合において、第二十四條第五項の規定にかかわらず、その職を失うものとする。なお第二十一條ないし第二十六條の規定中

都道府縣とあるは市町村と、都道府縣知事とあるは市町村長と、都道府縣規則とあるは市町村規則と読み替へるものとする。

第四十五條第三項中「設置」を「名稱」に「市町村公安委員會がこれを定める」を「市町村公安委員會の意見を徴して市町村條例でこれを定める」に改める。

第四十六條第二項中「第三十五條第三項」を「第三十五條第二項及び第三項」に改める。

第四十六條第三項中「市町村がこれを決定するが」を「市町村が條例でこれを決定するが」に改める。

第四十八條中「公安委員會の承認を得て」を「市町村公安委員會の定むる規則により」に改める。

第四十九條第一項に左の但書を加える。但し市町村警察長がこれを兼ねることが出来る。第五十條第一項に左の但書を加える。但し、臨時職員の外は基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを市町村の勤務につけることができない。

第五十五條中「都道府縣國家地方警察」を「國家地方警察」に改める。附則第七條第一項中「任用する」の次に「この者が市町村警察の職員より更に國家地方警察の職員になつた場合には、そ

の市町村警察の職員としての在職期間をこれを公務員としての在職期間に通算する」を加える。附則第九條中「國有財産及び國の所有に屬する物品」を「國有財産及び都道府縣財產又は國及び都道府縣の所有に屬する物品」に改め左の但書を加える。

但しこれに伴う負債のあるときはその處分については相互の協議によりこれを定める。

附則第十五條第四項中「第八十六條第一項」の次に「及び第八十八條第二項」を加え第五項を削る。

○門司委員 ただいま提案になつております警察法につきまして、一應意見を申し述べたいと思ひます。これは警察法の五十一條ないし五十二條の關係であり、原案におきましては「特別區の存する區域においては、特別區が連合してその區域内における警察の責に任ずる」という字句がはいつております。さらに五十三條におきまして、特別區はこれを一つの市とみなすといふのであるのでございまして、そこで五十二條におきましては、「前條の特別區には都知事の所轄の下に市町村公安委員會に相當する特別區公安委員會を置き、その委員は、都知事が、都の議會の同意を経てこれを任命する。」というふうに書いてあるものであります。

が、これを條文通りに解釋いたしますと、その責に任ずる所在といふものが區の連合體になつてゐるのであります。そして五十二條において、その公安委員會を任命することは、都知事がこれを推薦して、都會において同意を得るといふように書いてあります。關連してこれを考へてみますと、その責任の所在が區の連合にあつて、公安委員

員の選任だけは都に權限があるという形になつておりますので、これは責任とその義務を完全に一致させることのためには、どうしても私も、特別區の存する區域においては、特に警察の目的のために特別區の組合を組織し、その區内における警察の責に任ずるといふように改める。さらに五十二條において、これを前條の組合には、都知事の所轄のもとに市町村公安委員會に相當する一つの特別區公安委員會を置き、その委員は都知事がその組合の會議の同意を経てこれを任命するといふように書き改めることによつて、初めて義務と權利との關係が明確になると考へるのであります。しかしながらこの法案がきつめて暫定的であり、さらにこの法案をこのまゝの姿で認めるといたしますならば、この特別區は連合してといふところを、都においてい

わゆる特別區の場合には、都がその警察の責に任ずるといふようになつてお訂正することによつて、はつきりすると考へるのでございまして、私も東京都目體の情勢を考へますと、これが自治法によるほんとうな特別市という形をしていない。さらに東京の區もまた完全なる自治區の形態を備えていないといふようなことを考へ、さらに東京といふ一つの大きな都市の治安を完全に保持することのために、いろいろ考へ合せますときに、やはりこれはどうしたものか総合的に一つの警察制度といふものが立てられなければならないといふようなことが考へられるのであります。従ひまして現存の段階におきましては、一應この原案のままを承認するのでございまして、當局におきましては、近い將來に、こ

あるような、あるいは取扱に非常に困難な、あるいは解釋に二様の解釋ができるというふうな曖昧な文字でなくつて、この點を明確にして、運営にあたつていただきたいといふことを希望するのであります。

さらに警察法の全體を見ますとき、従来の警察官の立場において、いろいろ弊害があつた點が多少改められるかと考へますが、われわれが深く従来の警察官の制度の上から、最も遺憾に考へてゐるものは、警察に勤めております署長、あるいはその他の要員が退職の場合におきまして、その退職後直ちに自己の從來所轄したておりました行政區内において、大きな會社等に就職することが從來多かつたのであります。そのことのためであるかどうかといふことははつきりわかりませんが、ただ外郭から見ますと、そういうことが多かつたために、その存続中に往々にしてその會社にいろいろ便宜を與えておつたのではないかと、見方もまたできないのではないかと考へてあります。こ

ういふ點につきましては、特に注意すべき問題でありますので、われわれはさういふ弊害を防止することのために、その所轄したておりました行政區域内においては、退職後の一定の期間を定め、その間はその區域内の大會社などに就職することができないといふことを、一應規定したらどうかといふことを考へるのであります。これは公務員法の中にも、ややこれに似たような字句はあるようでございしますが、これも至つて抽象的であり、はつきりさういふことを明示してないといふくらいでもありますので、特に

私はこの機會に、さういふことのないように一言申し添えておきたいと思ふのであります。

以上をもちまして本案に對します私の意見といたします。その他につきましては、大體ただいま修正意見の出したことに賛成いたすものでござい

ます。

○松野委員 ただいまの警察法案の修正案に關し一言意見を述べます。第五十一條、第五十二條、すなわち特別區は地方自治法により自治體の性格を付與されてはおりますが、他の市町村のごとき完全なる自治體でない特殊な性格をもつてゐるものであり、特に警察制度のごときものは特別市と一體となつてその任にあたつてこそ、その運営が完全となり、特別區の公安委員會は、現下過渡期においては、組合會等をつくるよりも、都知事が都議會の同意を得て、これを行ふことが便利であり、また運営も圓滑にいくものと考へる。漸次特別區の自治體警察が進歩發達して、運営に熟達せしときには、新たな構想も考へられるが、現在はまだこの方

をとり、ただちに特別市との圓満なる運営を期す。これすなわち、都制の複雑性であり、また一面都制の妙味である。なお換算運営に關しては、特別市に特別經理をし、都議會の議を経るものと解釋するものと信ず。その他公安委員の任命に對しては、ボス的勢力に支配されることなく、公平なる運営をはかることを要望す。以上。

○松澤(希)委員 簡単に中島君の提案の修正意見に賛成し、かつその他の點につきましては、原案に賛成いたします。ただ「二希望の點を申し添えておきたい」と思ふことがあるのでありま

私にこの機會に、さういふことのないように一言申し添えておきたいと思ふのであります。

以上をもちまして本案に對します私の意見といたします。その他につきましては、大體ただいま修正意見の出したことに賛成いたすものでござい

す。

それは第一に、二十一條の公安委員の委員の選任の條件であります。警察職員または官公廳における職業的公務に従事した者、そういう前歴のない者からとることであり、また、そういたしますと、非常に選考の範圍が窮屈になりまして、現實において最も優秀な公安委員を任命することができないという結果になりはしないかというところを考へておられるのであります。もちろんこういつた前歴のある者のうち、公安委員として新しい機構を運営していくに適當でない者があることは、よくわかるのであります。そうではなく、それらの人々の中にも、りつぱな公安委員の委員として役立つ人もあると考へておられるのであります。現在のところ私といたしましては、この點につきまして、この原案に賛成するものであります。將來におきましては、なるべくこういつた優秀な人を漏らさないように、公安委員の委員として選任できるようにしていただきたいと考へるのであります。

第二の點は、國家非常事態に對する特別措置の問題であります。六十二條及び六十三條に、その點が規定されているのであります。これはまさに國家として、そういうことを考へることはいかにかが存しますが、もしやういふ事態が発生した場合において、萬遺憾なく警察力を集中的に動員するといふことのために、現在から十分にそいういふ計畫をしておかなければならぬと考へるのであります。この點につきましては、第四條の國家公安委員會の職務に關しまして、第六項に國家非常事態に對處するための警察の統合計

畫の立案及び實施に關する事項という點が含まれておるのであります。これが一旦國家地方警察及び自治體の警察というふうになり、ばら／＼に切り離された後において、こういう統合計畫の立案をするといふことは、非常に手落ちになるおそれがあるのであります。速やかに、そういう事態に對處する特別の措置をとる場合における、萬遺憾なき計畫を立案されまして、いかなる事態がいつ發生しても、國家公安に支障のないようにしていただきたいという點であります。

第三の點は、附則第八條に市町村警察の費用の點につきまして規定されているのであります。この點につきましては、市町村警察に要する費用は、地方自治財政が、確立される時まで、政令の定めるところにより國庫及び都道府縣がこれを負擔する。とあります。速やかに自治體警察の實をあげるために、この新警察制度の實施を希望するものであります。しかし、さういふ市町村財政の確立が、はたしてこれがいつ實現されるか。中央における財政上の窮乏は、もちろんありますが、地方における財政の窮乏というものは、今日非常に著しいものがありまして、この上に警察及び消防を市町村が分擔しなければならぬといふ場合におきまして、眞に根本的に財政の改革を行ひ、でなければ、現在六・三制において見ているように、そのこと自體は、國家文化の發達の上からいって、非常に必要であるといふこの學制の改革も、跋行的な、狀態において實施されつつあるといふたやうなことになるかといふ限らないのであります。もしも十分な財政的な基礎がない上に、市町村自治體

警察といふものを市町村がもたなければならぬといふ場合におきまして、そこに今日見るよりもさらに困難な、そしてまた悲しむべき事態が発生するといふことが豫想せられるのであります。眞に警察制度の地方分置及び民主化をはかるといふこの趣旨を徹底するためには、ぜひともあらかじめ速やかなる機會において、地方財政の確立をはかつていかなければならぬのであります。政府におかれましては、この警察制度の改革の趣旨を一日も早く實現するために、その前提條件として、地方財政の確立を速やかにやつていただきたい。これが第三點であります。

以上のような點を希望的に申し上げまして、先ほどの修正案及びその他の點に對する原案に賛成するものであります。○久保田委員 私には原案には賛成するものであります。ただ一言だけ希望を述べたいと思ひます。門司署から今お話がありました。管内の署長が退職されました場合、その管内の有志から相當金を集めるのであります。が、集められた後、また相當の大會社に就職するのであります。何がためにその會社に就職するかといふことは、やめます前に約束されておるのであります。現職の間に、その會社に便宜を與えたといふことからののであります。警察の制度が變りまして、恩給はやはり繼がれることと思ひますが、その場合に、この一定の期間内において會社に就職した場合には、恩給を取消すといふやうなことを希望いたします。以上は門司署からもお話がありましたので、私は簡單

に一つの希望を申し上げて、原案に賛成するものでございます。○石田(一)委員 私は、ただいま提案されておりますところの警察法案の原案並びに、たゞいまの修正案に賛成をいたします。が、しかし、たゞ私たちの考へ方といひましては、この警察法によつて今後組織づけられるところの、日本のこの警察組織によつて治安の維持、國民生活のいわゆる保護といふものが、萬全になし得られるようにと、現在日々われ／＼は治安の亂れていることを現實に見ておるだけに、特にこれを要望するものであります。もし私の申し上げることが可能でありますならば、この組織の確立される直前に、今後警察官は、大きな國家意思によつて、今後警察官は、かく／＼の根本精神に立つてなされるべきであるといふ精神的な訓示を申し上げます。あるいはまた一種の、警官の今後守るべき法典といひますか、さういふものが發表され、この警察の事務に携わり、また直接犯罪の檢舉にあたる人たちが、その旨を特に固く胸に懷いて、兵力なき、武器なき今後の日本の治安に萬全を期せられるやうな精神的な面の措置もほしいと思ひるのであります。さういふ抽象的な意見を申し上げまして、修正案並びに修正を除いた原案に賛成をいたします。

○坂東委員長 これにて討論は終局いたしました。まず中島茂喜君提案、各派共同提出の修正案に御賛成の方の御起立を願ひます。

次に修正の部分を除きました原案に對して、賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕
○坂東委員長 起立議員、よつて警察法案は修正可決いたしました。明日は午後一時から開會いたします。本日はこれをもつて散會いたします。〔拍手〕
午後六時一分散會。

〔參照〕
警察法案(内閣提出)(第九〇號)に關する報告書
〔都合により最終稿の附録に掲載〕

昭和二十三年一月十八日印刷

昭和二十三年一月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局